

平成29年度
公社保有地貸付
一般競争入札実施要領
(郵便型入札)

入札に参加される方は、この実施要領の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

●入札参加申込期間

平成30年2月26日(月)～平成30年3月9日(金)

●入札期間

平成30年3月12日(月)～平成30年3月20日(火)

●開札日時

平成30年3月23日(金) 午後4時から 本館3階第2委員会室

交野市土地開発公社

目次

ページ

■ 公社保有地貸付(郵便型一般競争入札)の流れ	1~2
■ 公社保有地貸付(郵便型一般競争入札)実施要領	
1 貸付物件	3
2 用途の制限	3
3 入札参加者の資格	4
4 入札参加申込・受付	5
5 入札必要書類の送付	5
6 入札保証金の納付	6
7 入札の方法	6~7
8 開札	8
9 入札の無効	8
10 契約の手続き	9
11 契約保証金の納付	9
12 貸付料の納付方法等	9
13 その他の注意事項	10
■ 様式	
様式1号 入札参加申込書兼誓約書及び別紙	12~13
様式2号 委任状及び別紙	14~15
■ 記入例	
様式1号 記入例	16
様式2号 記入例	17
■ 一時使用賃貸借契約書	
物件番号(K-3)	19~24
■ 物件調書(位置図等)	
物件番号(K-3)	26~28

公社保有地貸付(郵便型一般競争入札)の流れ

入札参加申込みの受付

申込期間	平成30年2月26日(月)～平成30年3月9日(金)午後5時30分まで(必着) 上記の参加申込期間中に、入札参加書類を郵送(簡易書留)してください。(持参可)
送付先	〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 財務課 行 ※直接持参の場合は、交野市役所本館2階財務課(7番窓口)に提出してください。 [受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時30分まで、土・日・祝日は受付できません。]
申込書類	(1)入札参加申込書兼誓約書(様式第1号) (2)＜個人の場合＞住民票抄本・印鑑登録証明書・身分証明書(本籍地の市町村で発行する証明書) 各1通 ＜法人の場合＞登記事項証明書(現在事項全部証明書)・印鑑証明書各1通 (3)委任状(様式第2号、代理人による入札及び契約を希望する場合のみ) ※(1)(3)の様式は、本市ホームページよりダウンロードしてください。 ※(2)は発行後3か月以内のもので、共有名義の場合は共有者全員のもの。 ※入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を入札書及び契約書に使用してください。 ※提出された書類は一切返却できませんのでご了承ください。



入札必要書類等の送付

入札参加申込受付後に、本市から入札に必要な次の書類を郵送します。	
(1)入札参加申込書兼誓約書(写し)	
(2)入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書	
(3)入札保証金納入について	
(4)入札書	
(5)入札書提出用封筒	
(6)入札関係書類送付用封筒	



入札保証金の納付

入札参加者は、入札書の提出日までに、入札しようとする金額の5%以上の額を入札保証金として、公社が指定する銀行口座に入金して下さい。【入金時の手数料は入札参加者負担となります。】	
--	--



入札

入札期間	平成30年3月12日(月)～平成30年3月20日(火)午後5時30分まで(必着) 上記の入札期間中に、下記の入札書類を郵送(簡易書留)してください。(持参可)
送付先	〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 財務課 行 ※直接持参の場合は、交野市役所本館2階財務課(7番窓口)までお越しください。 [受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時30分まで、土・日・祝日は受付できません。]
入札書類	(1)入札書(入札書提出用封筒に封入すること) (2)入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書 (3)金融機関払込受取書又は受付書のコピー((2)の裏面に貼付すること)



開札

開札日時	平成30年3月23日(金) 午後4時より
開札場所	交野市役所 本館3階第2委員会室
落札者の決定・立会い	有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低貸付価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。 入札者等関係者は、2名まで立会い可能です。(立会いは任意です。)



契約必要書類等の送付

落札者決定後に、交野市土地開発公社から契約に必要な次の書類を郵送します。

- (1) 交野市土地開発公社保有地貸付決定通知書
- (2) 契約書
- (3) 契約保証金納入について
- (4) 契約保証金充当依頼書



契約保証金の納付・契約の締結

契約締結期限	平成30年3月30日(金)までに、署名・押印した契約書及び契約保証金領収証書(納付済み原本)を提出していただきます。
契約保証金	契約締結の際には、契約保証金(落札金額の25%以上)が必要です。契約保証金は、契約締結時まで、交野市土地開発公社から送付する「契約保証金納入について」により、土地開発公社指定金融機関へ銀行振込で納付していただきます。 【納付時の手数料は入札参加者負担となります。】 なお、既納の入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。



貸付料の納付方法等

貸付料は、契約書に定める期限までに、土地開発公社指定金融機関へ銀行振込により、納付していただきます。

公社保有地貸付 (郵便型一般競争入札) 実施要領

1. 貸付物件

貸付物件一覧表

物件番号	物件所在地	地目 (登記)	貸付面積 (㎡)	最低貸付価格 (年額・円)	貸付期間
K-3	交野市星田1丁目4887番1の内	宅地	104.00㎡	180,000	H30.4.1～ H35.3.31

※ 貸付物件の詳細については、各物件調書等をご覧ください。なお、物件調書は、入札参加希望者が物件の概要や現地を確認されるための参考資料です。

※ 現地説明会は行いませんので、必ず入札参加希望者ご自身で、現地等の調査確認を行ってください。現地の確認の際は、周辺住民の方の迷惑にならないよう配慮してください。(現地には駐車場はありません。)

※ 本要領10ページの「13. その他の注意事項」も必ずお読みください。

2. 用途制限

次の各号の用途に供する土地利用は禁止します。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供する土地利用
- (2) 交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例(昭和63年条例第15号)に規定する特定建築物の営業を目的とした土地利用
- (3) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用
- (4) その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員あるいは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員の活動のために利用される等の公序良俗に反する土地利用
- (5) 当該土地を、駐車場用途以外での土地利用
- (6) 当該土地上に建物を建築すること

3. 入札参加者の資格

入札には、個人、法人を問わず参加できますが、次の各号に該当する方は参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ① 本公社との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 本公社が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が本市と契約を締結すること又は本公社との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく本公社との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しない者を本市との契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められる者。
 - ② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下この号において同じ。)又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者
- (5) 前記(2)から(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 当該物件を前記(3)又は(4)に該当する者のために利用させる等公序良俗に反する用途に供しようとする者

4. 入札参加申込・受付

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。受付期間内に、入札参加申込書類を郵送（簡易書留）にて提出してください。（持参可）

受付期間	平成30年2月26日(月)～平成30年3月9日(金)午後5時30分まで(必着) ※期間内に到達しない申し込みは無効となりますので、余裕を持って差出してください。
送付先	〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 財務課 行 ※直接持参の場合は、交野市役所本館2階財務課(7番窓口)に提出してください。 [受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時30分まで、土・日・祝日は受付できません。]
申込書類	(1)入札参加申込書兼誓約書(様式第1号) (2)＜個人の場合＞住民票抄本・印鑑登録証明書・身分証明書(本籍地の市町村で発行する証明書) 各1通 ＜法人の場合＞登記事項証明書(現在事項全部証明書)・印鑑証明書 各1通 (3)委任状(様式第2号、代理人の場合) 1通 ※(1)(3)の様式は、本市ホームページよりダウンロードしてください。 ※(2)はいずれも発行後3か月以内のもので、共有名義の場合は共有者全員のもの。(複数件を申し込む場合は原本1部、他はコピー可) ※入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を、入札書及び契約書に使用してください。 ※提出された書類は一切返却できませんのでご了承ください。

5. 入札必要書類の送付

入札参加申込受付後に、本市から入札に必要な次の書類を郵送します。

- (1) 入札参加申込書兼誓約書(写し)
- (2) 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書
- (3) 入札保証金納入について
- (4) 入札書
- (5) 入札書提出用封筒
- (6) 入札関係書類送付用封筒

6. 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要があります。

(1) 入札保証金額

入札物件の最低貸付価格以上でかつ、入札しようとする価格の100分の5以上の金額

(2) 納付方法

入札参加申込受付後、本市から送付する「入札保証金納入について」により、入札保証金を土地開発公社の指定口座へ銀行振込で納付してください。

【納付時の手数料は入札参加者負担となります。】

入札保証金は、物件毎に納付してください。

(3) 入札保証金の還付

落札者以外の方が納付した入札保証金は、「入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書」に記載された金融機関の口座へ振込により返還します。なお、返還には開札後4週間程度要しますのでご了承ください。ただし、入札保証金には利息は付きません。

(4) 入札保証金の充当・帰属

落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金の一部に充当できます。ただし、落札者が期限までに落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は土地開発公社に帰属します。

7. 入札の方法

入札は郵送方式により受け付けます。(持参可)

入札期間	平成30年3月12日(月)～平成30年3月20日(水)午後5時30分まで(必着) ※この期間内に入札書等の必要書類を必ず簡易書留により送付先に郵送してください。(持参可) ※この期間内に入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。
送付先	〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 財務課 行 ※直接持参の場合は、交野市役所本館2階財務課(7番窓口)に提出してください。 [受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時30分まで、土・日・祝日は受付できません。]
提出書類	(1)入札書(入札書提出用封筒に入れ、封緘し、封印してください。) (2)入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書 ※入札書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。(代理人が入札する場合は、委任状に押印した印鑑と同一のものを使用してください)。 ※一度郵送(提出)した入札書の書換え、引換え、撤回をすることはできません。

【提出書類の作成要領】

(1) 入札書

- ① 入札書に入札金額及び必要事項を記入し、印鑑登録印を押印してください。
 - ア 入札書の記入には、黒の万年筆又はボールペンを使用し記入してください。
 - イ 金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3……)の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。
 - ウ 入札者本人が入札を行う場合は、入札者本人の住所・氏名(法人の場合は法人の所在・法人名及び代表者名)を記入し、印鑑登録印を押印してください。また、共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込み時に定めた代表者の住所・氏名(法人の場合は前記同様)を記入し、印鑑登録印で押印してください。
 - エ 代理人の方が入札を行う場合は、入札者本人の住所・氏名及び代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印を押印してください。(入札者本人の押印は不要です。)
- ② 入札書提出用封筒に必要事項を記入のうえ、入札書のみを入れて封(のりづけ)をし、印鑑登録印で割印をしてください。

(2) 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書

- ① 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書に必要事項を記入し、印鑑登録印を押印してください。
- ② 入札保証金の還付用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。なお、共有名義で申し込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。
- ③ 入札保証金の還付用口座は、通帳等を確認のうえ正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、返還に日数を要することとなります。
- ④ 裏面に入札保証金の「払込依頼受取書又は受付書」(金融機関の領収印があるもの)をコピーし、原本の大きさに切ったものを貼り付けしてください。

※ 上記の要領で作成した(1)入札書を入れた「入札書提出用封筒」及び(2)「入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書」を、「入札関係書類送付用封筒」に入れて、簡易書留で郵送してください。 なお、直接持参していただいても結構です。

8. 開札

開札日時	平成30年3月23日(金) 午後4時から
開札場所	交野市役所 本館3階第2委員会室

(1) 開札の立会い等

立会いは任意です。入札者等関係者は、2名まで立会いが可能です。なお、開札会場への入場には、入札参加申込書受付書が必要となりますので、必ずご持参ください。また、入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係しない本市の職員が立ち会います。

(2) 落札者の決定方法

開札の結果、入札者のうち本市が定めた最低貸付価格以上で、かつ最高価格の入札をした者を落札者とします。最高価格の入札者が複数あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務に関係しない本市の職員に代理でくじを引かせて落札者を決定します。

(3) 開札結果

開札場所では、落札者の氏名(法人名)及び落札金額を発表します。

開札結果については、その内容(落札金額及び落札者(「個人」又は「法人」の表記のみ))を交野市のホームページ上で公表します。

※ 落札者には、開札終了後、契約手続き等について説明をします。

9. 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 委任状を提出していない代理人の入札
- (3) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札(代理人によるものも含む)
- (4) 一人で他の代理人も兼ねた者の入札又は一人で二以上の代理人となった者の入札
- (5) 入札保証金を納付していない者の入札
- (6) 入札保証金が規定の金額に満たない者の入札
- (7) 本市から交付された入札書以外の入札書による入札
- (8) 黒の万年筆又はボールペン以外の筆記具を使用して記入した入札
- (9) 入札金額をアラビア数字(算用数字)以外の字体を使用して記入した入札
- (10) 入札金額及び文字を訂正した入札書による入札(訂正印の押印があっても無効となります。)
- (11) 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名もしくは押印のない入札
- (12) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
- (13) 最低貸付価格に達しない金額を記入した入札
- (14) 期限までに入札書が指定場所に到達しなかった者の入札
- (15) 前各号に掲げるほか、特に指定した事項に違反した入札

10. 契約の手続き

- (1) 落札者が決定した後、落札者には、「貸付決定通知書」、「一時使用賃貸借契約書」、「契約保証金納入について」等の契約関係書類を土地開発公社から送付します。
 - (2) 落札者には、**平成30年3月30日(金)まで**に一時使用賃貸借契約を締結していただきます。
 - (3) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札者の資格を取り消し、落札者が納付した入札保証金は土地開発公社に帰属します。
- ※ 一時使用賃貸借契約は申込者名義で行います。
- ※ 一時使用賃貸借契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- ※ 契約書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。

11. 契約保証金の納付

一時使用賃貸借契約の締結にあたっては、契約保証金を納付していただく必要があります。

- (1) 契約保証金額
契約金額の100分の10以上の金額
- (2) 納付方法
落札者決定後、土地開発公社から送付する「契約保証金納入について」により、契約保証金を土地開発公社指定金融機関(11ページに記載の金融機関)へ銀行振込で納付してください。
【納付時の手数料は入札参加者負担となります。】
- (3) 入札保証金の充当
落札者が納付した入札保証金は、「契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書」を提出することで契約保証金の一部に充当することができます。その場合、契約保証金残額(契約保証金と入札保証金の差額)を納付していただきます。なお、契約保証金には利息は付きません。

12. 貸付料の納付方法等

- (1) 落札者は、貸付料を契約書に定める期限までに、本公社の指定口座に振込により納付していただきます。

13. その他の注意事項

- (1) 貸付物件の現地説明会は行わず、貸付物件は、すべて現状での貸付となります。
- (2) 貸付物件の入札及び契約における面積は、有効活用できる面積によるものとし、実測面積と違いが生じても貸付料の精算は行いません。
- (3) 貸付物件の物件調書の記載事項と現状とに差異が生じた場合には現状が優先します。
- (4) 貸付物件は、すべて現状有姿での貸付となります。物件内の工作物(フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど)及び樹木などの撤去及び処分等が必要な場合は、借主(落札者)の負担で行ってください。
- (5) 貸付物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。ゴミやガラ及び埋設物などの撤去及び処分等が必要な場合は、借主(落札者)の負担で行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。
- (6) 貸付物件に越境物がある場合についても、現状のままでの引き渡しになります。市は越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は行いませんので借主(落札者)において対応してください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (7) 隣接地との境界標は、原則としてコンクリート杭、金属標、金属鋸、プラスチック杭等により設置されていますが、現状のままでの貸付になります。境界標の補修や打ち直しは行いません。
- (8) 貸付物件の土地利用にあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令及び本市の関係条例を遵守する必要がありますので、事前に関係機関に確認を行ってください。
- (9) 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加者の状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。

入札参加申込書等の様式

土地開発公社保有地貸付(一般競争入札) 入札参加申込書 兼 誓約書

受 付 印

交野市土地開発公社 理事長 あて

平成 年 月 日

交野市が実施する公社保有地貸付につき、下記の事項を誓約のうえ、必要書類を添えて入札参加を申し込みます。

記

- 1 私は、「公社保有地貸付一般競争入札(郵便型入札)実施要領」に記載する「入札に参加することができない者」の各項目のいずれにも該当するものではありません。なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。
- 2 私は、「公社保有地貸付一般競争入札(郵便型入札)実施要領」に記載する本件入札の実施方法及び物件に関する情報並びに現地の状況等をすべて承諾し、これについて一切の責を交野市及び交野市土地開発公社に要求いたしません。

以上

入 札 申 込 者	住 所 (所 在 地)	(〒 -)
	(フリガナ) 氏 名 (法人名および代表者名)	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-left: auto;"></div> (印鑑登録印)
	電 話 番 号	

※ 共有名義で申込み場合は、共有者を代表して入札手続きを行う者を決め、申込者欄にその代表者の住所・氏名等を記入・押印してください。他の共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。

入 札 物 件	物 件 番 号	物 件 所 在 地
	K-3	交野市星田1丁目4887番1

※ 入札参加を申込みされる入札物件について、実施要領3ページに記載の売却物件一覧表を参照して記入してください。(この申込書は申込み物件ごとに作成してください。)

書 類 の 送 付 先	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

※ 入札書類等の送付先が申込者欄と異なる場合のみ記入してください。

備考

- ① この申込書は、必要書類を添付して、平成30年3月9日(金)までに必着するよう郵送または持参してください。
- ② 申込後の名義変更、申込物件の変更、申込みの取り下げは一切できません。
- ③ 代理人が入札申込等を行う場合は、委任状を添付してください。

交野市使用欄	整 理 番 号	書 類 到 達 日	保 証 金 入 金 日	入 札 結 果	返 還 処 理 日

【本書は開札に立ち会われる場合、入場の際に必要ですのでご持参ください。】

別紙（※共有名義での申し込みの場合にご記入ください。）

【共有者】

住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)

委任状

平成 年 月 日

交野市土地開発公社 理事長 あて

私は、公社保有地貸付一般競争入札(郵便型入札)に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

入札申込者 (委任者)	住 所 (所在地)	(〒 -)
	氏 名 (法人名および代表者名)	(印鑑登録印)

記

1 委任する権限

公社保有地貸付一般競争入札(郵便型入札)に関する一切の権限

2 代理人(受任者)

住 所 (所在地)	(〒 -)	代理人使用印
	(フリガナ) 氏 名 (法人名および代表者名)	
生年月日 年 月 日生		

- ※ 入札申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- ※ 共有名義で申込み場合は、代表者について委任者欄に記入・押印し、代表者を除く共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。
- ※ 代理人氏名にはフリガナを記入してください。
- ※ 代理人が個人の場合は、生年月日も記入してください。
- ※ 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。(認印可)
代理人は、入札において、必ずその印鑑を使用してください。

別紙（※共有名義での申し込みの場合にご記入ください。）

【共有者】

住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)

記入例

土地開発公社保有地貸付(一般競争入札) 入札参加申込書 兼 誓約書

受付印

交野市土地開発公社 理事長 あて

交野市が実施する
入札に参加を申し込

- 1 私は、「公社保
者」の各項目のい
いて承諾します。
- 2 私は、「公社保
方法及び物件に
たしません。

下記のとおり印鑑登録証明書(印鑑証明書)のとおり記入してください。

【個人の場合】

〒000-0000
交野市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
カタノ タロウ
交野 太郎 印鑑登録印
000-999-1234

【共有名義の場合】

共有名義の代表者を左記のとおり記入・
押印してください。他の共有者について
は、この用紙の裏面に記入・押印して
ください。

【法人の場合】

〒000-0000
交野市〇〇〇町〇丁目〇番〇号
カブシキカイシャ カタノフドウサン
株式会社 かたの不動産
カタノ ジロウ
代表取締役 交野 次郎 印鑑登録印
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

入札申込者	住所 (所在地)	(〒000-0000) 交野市〇〇町〇丁目〇番〇〇号	印鑑登録印 (印)
	(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	カタノ タロウ 交野 太郎	
	電話番号	000-999-1234	

※ 共有名義で申込む場合は、共有者を代表して入札手続きを行う者を決め、申込者欄にその代表者の住所・氏名等を記入・押印してください。他の共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。

入札物件	物件番号	物件所在地
	K-3	交野市星田1丁目4887番1

※ 入札参加を申込まれる入札物件について、実施要領3ページに記載の売却物件一覧表を参照して記入してください。(この申込書は申込み物件ごとに作成してください。)

書類の送付先	住所	
	あて名	
	電話番号	

※ 入札書類等の送付先が申込者欄と異なる場合のみ記入してください。

備考

- ① この申込書は、必要書類を添付して、平成30年3月9日(金)までに必着するよう郵送してください。
- ② 申込後の名義変更、申込物件の変更、申込みの取り下げは一切できません。
- ③ 代理人が入札申込等を行う場合には、委任状を添付してください。

交野市使用欄	整理番号	書類到達日	保証金入金日	入札結果	返還処理日

記入例


委任状

平成 年 月 日

交野市土地開発公社 理事長 あて

私は、公社保有地貸付一般競争入札(郵便型入札)に代理人に権限を委任します。

入札参加申込書兼誓約書のとおりに入札参加申込書に記入してください


入札申込者 (委任者)	住 所 (所在地)	(〒000-0000) 交野市〇〇町〇丁目〇番〇号	 (印鑑登録印)
	氏 名 (法人名および代表者名)	交野 太郎	

1 委任する権限

公社保有地貸付一般競争入札に関する

〒000-0000
交野市〇〇町〇丁目〇番〇号
カタノ サブロー
交野 三郎
昭和46年11月3日生
※住所は住民登録上の住所としてください。

2 代理人(受任者)

住 所 (所在地)	(〒000-0000) 交野市〇〇町〇丁目〇番〇号	代理人使用印  認印可
	(フリガナ) 氏 名 カタノ サブロー 交野 三郎 生年月日 昭和 46 年 11 月 3 日生	

- ※ 入札申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- ※ 共有名義で申込み場合は、代表者について委任者欄に記入・押印し、代表者を除く共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。
- ※ 代理人氏名にはフリガナを記入してください。
- ※ 代理人が個人の場合は、生年月日も記入してください。
- ※ 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。(認印可)
代理人は、入札において、必ずその印鑑を使用してください。

一時使用貸借契約書(案)

(賃貸借期間)

第4条 本件土地の賃貸借期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

(賃借料)

第5条 本件土地の賃借料(年額)は、金 (落札金額) 円とする。ただし、賃貸借期間に1年未満の端数がある場合は、賃借料(年額)を日割りにより計算するものとする。この場合の計算方法は、年365日の日割り計算とし、1円未満は切り捨てるものとする。

(納付方法及び納付期限)

第6条 乙は、前条に定める賃借料を、賃貸借期間の4月1日から9月30日までの賃借料は4月15日までに、10月1日から3月31日までの賃借料は10月15日までに、それぞれ甲の指定する金融機関の口座に納付しなければならない。

(延滞損害金)

第7条 乙は、前条の納付期限までに賃借料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付する日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した延滞損害金を甲に納付しなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割り計算とし、1円未満は切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第8条 乙は、本契約の締結にあたり、契約保証金として金 (年額賃借料の25パーセント) 円を甲の指定する金融機関の口座に納付しなければならない。

2 前項に定める契約保証金は、延滞損害金の予定又はその一部と解釈しない。

3 甲は、賃貸借期間が満了したとき又は、第16条第1項第1号及び同条第2項により本契約を解除した場合において、乙が本契約に定める義務を全て履行し、甲に損害がないときは、乙の請求により第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

4 契約保証金を前項に掲げる債務の額に充当した場合において、なお、甲に損害があるときは、甲は当該損害の額についてさらに損害賠償を乙に請求することができる。

5 第1項に定める契約保証金には、利息を付さない。

(かし担保責任等)

第9条 甲は、本件土地について、かし担保及び危険負担の責任を負わない。

(使用上の制限)

第10条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 本件土地での著しい模様替え又は構造の変更その他本件土地の現状が変わるような工事を行おうとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(2) 乙は、近隣住民への影響が予測できる行事等を行うときは、事前に甲に通知するものとし、近隣住民からの苦情が生じないよう付近の住環境に十分注意するものとする。

(3) 乙は、工作物(事業運営に必要なものに限る。)を設置する場合は、必ず事前に甲の承認を得なければならない。

(禁止事項)

第11条 乙は、あらかじめ書面により甲に申請し、甲の書面による承認を得なければ、次の各号のいずれかに該当する行為をすることはできない。

(1) 使用目的の変更

(2) 賃借権の譲渡及び転貸

(3) 本件土地の原形の変更

2 乙は、本件土地及び乙が設置した工作物について、地上権、賃借権、質権、抵当権等の設定その他本契約の履行を妨げる一切の処分行為をしてはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し本件土地を実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(1) 前条の規定に基づく、使用目的の変更等に関する承認の申請があったとき。

(2) 第3条、第14条及び第15条に定める義務又は前条に定める禁止事項に違反したとき。

(3) その他甲が必要と認めたとき。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、本件土地に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求しない。

(滅失又は毀損等)

第14条 乙は、本件土地が滅失又は毀損、若しくは第三者に占拠されたときは、甲の指示に従い、乙の負担において、これを原状に復旧しなければならない。

(届出義務)

第15条 乙又はその包括的承継人は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により直ちに甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所氏名又は商号、代表者等に変更があったとき。
- (2) 相続又は会社の合併等により賃借権の承継があったとき。

(契約解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。なお、第1号を除く各号に該当するときは、催告その他何らの手続きを要せず、甲は、本契約を解除できるものとする。ただし、乙の所在が2月以上不明のときは、何らの意思表示を要せず、本契約は解除されるものとする。

- (1) 甲又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本件土地を必要とするとき。
- (2) 乙が、賃貸借期間中にその用途を廃止したとき。
- (3) 乙が、賃借料を納付期限後3月以上経過して、なお納付しないとき。
- (4) 乙が、銀行取引の停止又は差押、破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申立をするか、若しくは受けたとき。
- (5) 乙が、本契約の条項に違反したとき。

2 甲は乙より本契約の解除の申出があり、甲が、特段の理由があると認めるときは、本契約を解除することができる。ただし、本契約の解除希望日の2月前までに、書面により申し出なければならない。

(契約保証金の帰属及び損害賠償)

第17条 前条第2号から第5号までの規定により本契約を解除したときは、賃借料の未払い、損害賠償その他乙が甲に対して負担する債務(以下、本条において「債務」という。)が残存する場合にあっては、当該債務の額を第8条第1項に定める契約保証金から控除するものとし、その残余の額は甲に帰属する。

2 契約保証金から前項に掲げる債務を控除した場合において、なお甲に損害があるときは、甲は、当該損害

の額についてさらに損害賠償を請求することができる。

(既納金の損害金への充当)

第18条 第16条の規定により本契約を解除した場合において、第8条第3項及び第4項の規定は既納金について準用する。

(原状回復と返還時期)

第19条 乙は、賃貸借期間満了のときはその翌日に、また本契約の解除の通知を受けたときは甲の指定する日までに、甲が承認する場合を除き、乙の負担において本件土地を原状回復のうえ、甲乙立会いのもとに甲に返還しなければならない。

2 乙が前項の義務を怠り又は履行しないときは、甲が代わってこれを施行し、その費用を乙に求償することができる。

3 前項の場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その補償の責任を負わない。また、乙は残置した物件の所有権を放棄したものとし、甲が任意に処分しても異議を申し立てない。

(契約の費用負担)

第20条 本契約の締結及び履行に関して要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約書に定めのない事項及び本契約の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第22条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大阪府交野市私部1丁目1番1号

交野市土地開発公社

理事長 奥野 一志

乙

物件案内

物件調書

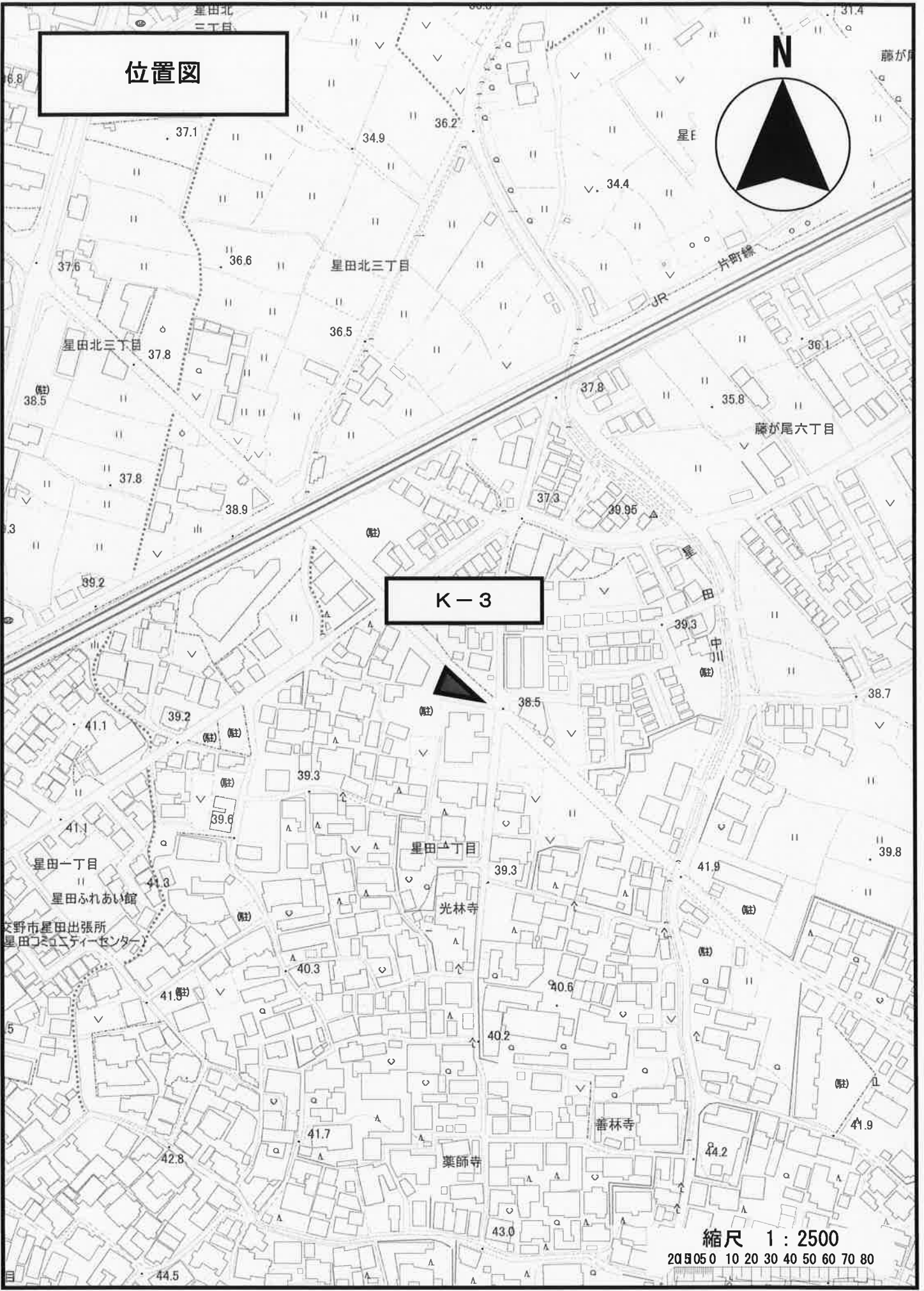
物件番号	所在地番	地目	貸付面積 (登記面積)	最低貸付価格(年間)
K-3	交野市星田1丁目4887番1	宅地	104.00 m ² (148.76 m ²)	180,000円

住所検索		交野市星田1丁目28番付近			
法令に基づく制限	都市計画法等	区域	市街化区域	用途地域	第一種中高層住居専用地域
前面道路の状況		北東側:市道星田北線			
交通機関	鉄道	京阪電車	交野線「河内森」駅より	約 1,460m	
		JR西日本	学研都市線「星田」駅より	約 650m	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付面積は、有効にご使用いただくことができる面積を記載しております。 ・当該土地は、駐車場の用途としてのみご利用いただきます。 ・当該地はフェンスで囲まれています。フェンス撤去については、土地開発公社と協議してください。 ・市道星田北線にガードレールが設置されています。ガードレール撤去については、本市道路河川課と協議してください。 ・現在、貸付物件内に建物が存在しますが、貸付の際には、撤去しております。 ・建物を設置することはできません。 				

位置図



K-3



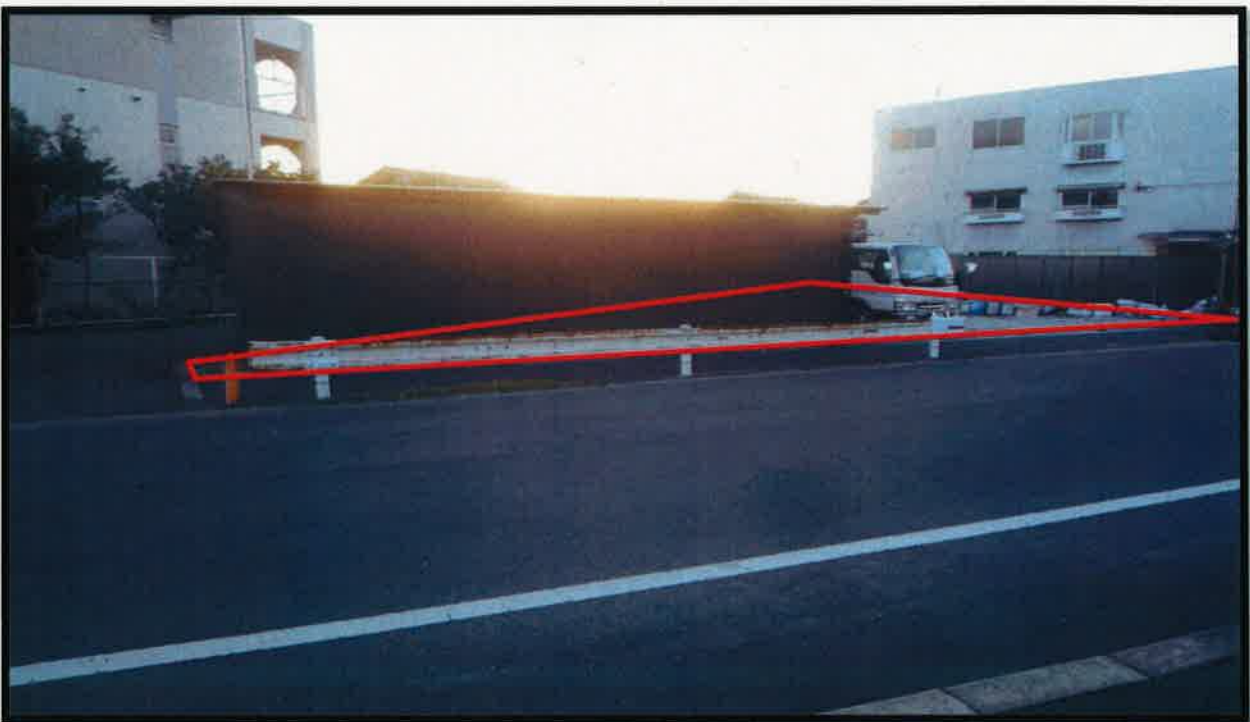
縮尺 1 : 2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80

航空写真



現場写真



問い合わせ先

<手続きについて> 交野市 企画財政部 財務課 (内線221・286)

<物件について> 交野市 土地開発公社 (内線407・553)

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 交野市役所

電話:072-892-0121(代)

FAX :072-891-5046

ホームページ:<http://www.city.katano.osaka.jp/>